

## 過労死・過労自殺など過重労働による健康障害を 発生させた事業場に対する監督指導結果について ～88%の事業場に法令違反を指摘～

東京労働局（局長 西岸 正人）は、管下18の労働基準監督署（支署）が平成25年度に実施した、過労死・過労自殺など過重労働による健康障害を発生させたとして、労災申請が行われた事業場（以下「過労死等発生事業場」という。）に対する監督指導結果の概要を以下のとおり取りまとめました。

### <平成25年度 過労死等発生事業場 監督指導結果概要>

#### 1 監督指導実施事業場 107事業場

詳細 業種別【表1】・規模別【表2】・被災労働者の従事業務別【表3】

実施事業場は、長時間労働等により脳・心臓疾患（脳出血、心筋梗塞等）や精神疾患（うつ病等）といった健康障害を発生させたとして、労働基準監督署長に対し、労災請求が行われた事業場

#### 2 違反状況

##### 94事業場（全体の88%）に何らかの法令違反

詳細 労働基準法【表4の1】、労働安全衛生法【表4の2】

<違反事項で多いもの>

労働基準法	労働時間	割増賃金	賃金台帳	に関するもの
労働安全衛生法	衛生管理者又は衛生推進者の選任	衛生委員会の設置	定期健康診断	

#### 3 過重労働の状況

##### 58事業場で過重労働の実態あり 【表5】

1ヶ月の時間外労働が100時間を超えるか、2ヶ月乃至6ヶ月の時間外労働が平均して月80時間を超える労働

上記のとおり、本件監督指導事業場においては、労働関係法令違反の割合が88%と高く（ ）、不適切な労働時間管理や被災労働者に係る健康管理体制の不備が少なからず認められました。また、監督実施の半数以上の58事業場において、過重労働の実態が認められました。

参考：平成25年の定期監督等における違反率 約71%

【今後の対応（概要）】…長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止に向けて 詳細は末尾に記載

- ・「過重労働による健康障害防止のための総合対策」等に基づく重点的な監督指導等の実施
- ・健康への配慮が必要な者に対する医師による面接指導等実施の徹底
- ・メンタルヘルス対策講演・周知啓発の実施

（10月29日「産業保健フォーラム Safe Work TOKYO 2014」(仮)の開催、全国労働衛生週間(10月1日～7日)等）

【表1】業種別内訳

業種	事業場数	比率 (%)	業種	事業場数	比率 (%)
製造業	13	12	病院・介護施設	5	5
建設業	12	11	旅館業	1	1
運輸交通業	9	8	飲食店	6	6
卸・小売業	23	21	ビルメンテナンス・清掃業	2	2
金融・広告業	10	9	労働者派遣業	2	2
ソフトウェア・情報処理業	13	12	警備業	2	2
教育・研究業	2	2	その他	7	7
			合計	107	100

卸・小売業が最も多く 23 事業場、次いで製造業及びソフトウェア・情報処理業の 13 事業場、建設業の 12 事業場の順となっている。

【表2】規模別内訳

規模	事業場数	比率 (%)	規模	事業場数	比率 (%)
10人未満	6	6	100～299人	20	19
10～49人	25	23	300～999人	17	16
50～99人	14	13	1,000人以上	25	23
			合計	107	100

「10～49人」及び「1,000人以上」が最も多く 25 事業場、次いで「100～299人」の 20 事業場、「300～999人」の 17 事業場の順となっている。

【表3】被災労働者の従事業務別内訳

従事業務等	人数	従事業務等	人数	従事業務等	人数
営業職	15	編集者	5	工事作業員	3
事務職(管理部門等)	15	コンサルタント	4	店舗管理者	3
販売員	14	デザイナー	4	事務系管理職	2
システムエンジニア	11	医療従事者	4	警備員	1
自動車運転者	9	技術職	4	修理工	1
工事現場管理者	7	調理師	4	設計・図面作成	1
			合計	107	

営業職及び事務職(管理部門等)が 15 人で最も多く、次いで販売員 14 人、システムエンジニア 11 人、自動車運転者 9 人、工事現場管理者 7 人、編集者 5 人の順となっている。

【表4の1】 法違反の状況（労働基準法関係）

労働基準法違反	違反事業場数	違反率（％）
労働時間（法32条1項2項）	79	74
割増賃金（法37条）	49	46
賃金台帳（法108条）	21	20
就業規則（法89条1項）	19	19
労働条件明示（法15条1項）	17	16
法令等の周知（法106条1項）	11	10
休日（法35条1項）	7	7
印は事業場規模10人以上に適用（101対象事業場）		

法32条（労働時間）違反や、法37条（時間外割増賃金等の未払）違反が上位となっており、不適切な労働時間管理が多く認められる。

・法32条違反 関連の詳細

時間外・休日労働に関する協定（三六協定）に関する違反内容	事業場数
三六協定の届出なく、時間外・休日労働を行わせていたもの	28
三六協定の届出が必要であることを知らなかったもの	16
届出を忘れていたもの	10
その他（労働者代表が不適格および労働者代表と締結協議中のもの）	2
特別条項付き三六協定（ ）の運用に関するもの	35
特別の事情が生じたときに限り、1年のうち6か月まで、三六協定により定められた時間外・休日労働する時間を特別延長時間まで延長することができるもの	
特別延長時間を超えて、時間外・休日労働をさせていたもの	17
特別延長時間まで労働時間を延長できる手続きが適正に行われていないもの	9
特別延長時間まで労働時間を延長できる月数（回数）を超えて時間外・休日労働を行わせていたもの	7
特別の事情によらない時間外・休日労働であったもの	2

本来、三六協定の締結は、労使双方が時間外・休日労働は最小限にとどめるべきものという認識に立って行われるものであるため、同協定の不適切な運用により違法な時間外・休日労働を行っていたことは同協定締結の形骸化を意味し、労働時間管理上問題である。

・労働時間管理の状況

実施事項等	事業場数	比率（％）
労働時間の把握を行っていないかった	1	1
労働時間の把握を行っている	106	99
自己申告	32	30
タイムカード	20	19
ID・ICカード	15	14
これらの併用等	39	36

被災労働者について労働時間の把握を行っていなかったのは、1事業場のみであった。一方、労働時間の把握を行っていた事業場における労働時間管理の手法は、自己申告によるものが32事業場で最も多く、次いでタイムカードによるものが20事業場、ID・ICカードによるものが15事業場という順であった。これらの手法を併用しているもの等が39事業場であった。過重労働による健康障害を防ぐためには、事業主が労働者の労働時間を正確に把握し、労働者に過重な長時間労働をさせないようにする必要がある。

【表4の2】 法違反の状況（労働安全衛生法関係）

労働安全衛生法違反	違反事業場数	違反率 (%)
衛生管理者又は衛生推進者の選任 (法12条 又は法12条の2)	衛生管理者 4 衛生推進者 11	5 44
衛生委員会の設置 (法18条1項)	13	17
定期健康診断 (安衛則44条1項)	5	5
深夜業務従事者の健診 (安衛則45条)	4	4
健康診断個人票の作成 (安衛則51条)	3	3
産業医 (法13)	2	2

印は事業場規模10～49人に適用（25対象事業場）

印は事業場規模50人以上に適用（76対象事業場）

衛生管理者又は衛生推進者の選任に関する違反が15事業場と最も多く、次いで衛生委員会の設置に関する違反が13事業場、定期健康診断に関する違反が5事業場、深夜業務従事者の健診に関する違反が4事業場という順であり、衛生管理体制の不備が少なからず認められた。

過重労働による健康障害を防ぐためには、事業主が衛生管理体制を整備し、長時間労働を行った労働者等には医師による面接指導を行う必要があるとともに、それ以外の健康への配慮が必要な労働者についても医師による指導等を行うよう努める必要がある。

【表5】 過重労働の実態があった状況（業種別）

業種	過重労働の実態のあった事業場 (A)	監督実施事業場数 (B)	監督実施数に占める割合 (A÷B)	全業種に対する比率 (対58)	業種	過重労働の実態のあった事業場 (A)	監督実施事業場数 (B)	監督実施数に占める割合 (A÷B)	全業種に対する比率 (対58)
製造業	6	13	46%	10%	病院・介護施設	2	5	40%	3%
建設業	5	12	42%	9%	飲食店	3	6	50%	5%
運輸交通業	8	9	89%	14%	ビルメンテナンス・清掃業	2	2	100%	3%
卸・小売業	14	23	61%	24%	労働者派遣業	1	2	50%	2%
ソフトウェア・情報処理業	10	13	77%	17%	警備業	1	2	50%	2%
教育・研究業	1	2	50%	2%	その他	5	7	71%	9%
					合計	58	107	54%	100%

卸・小売業が最も多く14事業場、次いでソフトウェア・情報処理業の10事業場であった。監督実施数に占める割合として高かったのは、運輸交通業89%、ソフトウェア・情報処理業77%、卸・小売業の61%の順であった。(5事業場以上監督を実施した業種に限る)

## 【今後の対応（詳細）】

東京労働局においては、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に向け、現在も下記の対策を行っていますが、今回の結果を踏まえ、今後一層積極的に監督指導等を行います。

### 通達に基づく重点的対策の推進

東京労働局では、平成 26 年度においても「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317008 号、平成 23 年 2 月 16 日基発第 0216 第 3 号で一部改正）等に基づき、労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（平成 10 年告示）の遵守  
長時間労働者に対する医師による面接指導実施の徹底  
衛生管理体制の整備等の徹底  
労働時間管理、健康管理等に関する法令の遵守徹底のための監督指導などを重点に対策を推進中です。

### 健康への配慮が必要な者に対する医師による面接指導等について指導

監督指導時は<表 4 の 2 >に掲げた違反のほか、衛生委員会等における過重労働健康障害防止対策の樹立に関する調査審議の実施や 1 月あたりの時間外・休日労働の 100 時間超え又は 2～6 月平均 80 時間超えの労働者等、健康への配慮が必要な者に対する医師による面接指導等について、事業場に対して指導を行っています。

### メンタルヘルス対策講演・周知啓発の実施

10 月 29 日：「第 19 回 産業保健フォーラム Safe Work TOKYO 2014」（仮）（ティアラこうとう）を開催し、メンタルヘルス対策の講演等を実施する予定です。また、全国労働衛生週間（10 月 1 日～7 日）等あらゆる機会をとらえ、過重労働による健康障害防止に係る周知啓発を行うこととしています。